

令和5年2月13日

厚生労働省医政局長
榎本健太郎 殿

日本個人契約柔整師連盟
会長 岸野 雅方
一般社団法人全国柔道整復師連合会
代表理事 田中 威勢夫

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の
広告に関する検討会」の議論に関する意見書

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会(以下、「広告検討会」とする)」のこれまでの議論を踏まえて、いわゆる広告ガイドラインの作成にあたり広告規制の趣旨として、「利用者が適切に施術所を選択するために、必要な情報が正確に提供され、その選択の支援と利用者の安全向上に資することを目的とする」ことについて、私どもは全面的に賛成し協力する所存であります。

しかし、私どもを含めた個人契約柔道整復師施術所の統合団体「全国柔道整復師統合協議会」は、全国の柔道整復施術所の3割に及ぶ15,251ヶ所を組織構成しながら広告検討会に構成員の委嘱を受けることができなかつたため、本意見書をもって申し述べさせていただきます。

1. 整骨院の名称について

柔道整復師の施術所については、その名称が「接骨院」又は「整骨院」であっても、全国に設置されている保健所に開設届を届出・受理されることにより営業を行うことができる。

しかし、広告検討会の議論の中で、「整骨院」という名称が柔道整復の施術所の名称として適切かどうかが議論の対象となっており、また、構成員より、『「整骨院」の表記が増えているが、整骨院とは何をすることなのか、施術内容から考えても理解できず、多くの国民が気軽に利用している整体院にあやかり、同様に気軽な気持ちで利用しようという心理を期待しているとしか思えない』などの意見が出された。私どもはこのような状況を看過できず、「整骨院」の国民認知について以下のとおり意見を申し述べる。

(1)「全国柔道整復師統合協議会(会員施術所数15,251ヶ所)」の調査によると、令和4年3月31日現在で、「整骨院」と表記する施術所が8,691ヶ所(57.0%)、「接骨院」と表記する施術所が6,560ヶ所(43.0%)であり、全国の約6割に及ぶ柔道整復師の施術所が「整骨院」という名称を使用していることがわかる。

(2)「令和元年国民生活基礎調査」の《有訴者数、最も気になる症状の治療状況(複数回答)・最も気になる症状・性別》によると、いわゆる肩こりで『病院・診療所に通っている』と回答した者が23.6%、『あんま・はり・きゅう・柔道整復師(施術所)にかかっている』と回答した者が20.9%となっている。また、いわゆる腰痛で『病院・診療所に通っている』と回答した者が46.7%、『あんま・はり・きゅう

う・柔道整復師(施術所)にかかっている』と回答した者が18.0%となっており、国民の約2割が《最も気になる症状の治療》を全国の6割に及ぶ「整骨院」で行っていることがわかる。また、この調査では、国民の約2割があんま・はり・きゅう・柔道整復師の施術を「治療」と位置付けて施術所に通院していることがわかる。

(3)別添資料の通り、国・消費者センター・自治体・医療機関・保険者・報道機関・調査機関・子ども会など多くの関係機関等で「整骨院」という名称が使われており、広く国民に「整骨院」という名称が理解を得ていることがわかる。

これらにより、「整骨院」という名称が広く国民理解を得ている現状の中で、「整骨院」の名称の是非を論ずることは、広告ガイドライン作成にあたり「利用者が適切に施術所を選択するために、必要な情報が正確に提供され、その選択の支援と利用者の安全向上に資することを目的とする」を阻害することに繋がるため、「整骨院」の名称使用の継続を求めるものである。

しかしながら、「整骨院」という名称が別添のとおり広く国民理解を得ている現状であるにも関わらず、国民が医療機関と誤解して被害を被っているという根拠の乏しい発言を是認して「整骨院」という名称を認めないとするならば、以下の対応方法を提案する。

①既に開設届け出済の「整骨院」は、看板の書き換えや法人⇒個人等の開設届出事項の変更等を行わない限り、「整骨院」の名称使用の継続を認める。

②平成28年に追加された告示「柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨」施術所に掲示し、保健所届出事項以外の名称以外の表記をしてはならないとして、「整骨院」の名称使用の継続を認める。
(例)〇年〇月〇日 〇〇県〇〇保健所 開設届出済

③柔道整復師法第24条第1項第4号の規定に基づく業務又は施術所に関して広告し得る事項として定められている「ほねつぎ(又は接骨)」を、「ほねつぎ(又は接骨及び整骨)」への改定を検討する。

2. 取扱い保険等に関する表記について

柔道整復師が取り扱う各種保険については、療養費が2,863億円(令和2年度)、労働者災害保険は25億円(令和元年度)、自賠責保険は599億円(令和2年度)等となっており、3,000億円を超える取扱高となっている。しかし、広告検討会では、現在多くの施術所で広告されている「医療保険取扱い」、「健康保険取扱い」、「各種保険取扱い」、「交通事故取扱い」等を広告不可として、「医療保険療養費支給申請ができる旨」に限定する議論が行われている。

これらの広告が不可となれば、国民が「医療保険療養費支給申請ができる」という意味を理解できない場合は、柔道整復師の施術所内に入ってこれらの保険を取り扱うことができるかどうかを確認しなければならず、かえって国民に必要な情報が正確に提供されず受診抑制を招くのではないかと考える。

しかし、構成員の「施術が全て保険(療養費)等の適用であるとの誤解を招くおそれがある」という意見は一定の理解を行うことはできるため、これらの意見を考慮して以下の表記を認めることを求めるものとする。

- 医療保険の申請ができる旨(但し、骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷に限る)

- 健康保険の申請ができる旨(但し、骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷に限る)
- 自賠責保険の申請ができる旨
- 労災保険の申請ができる旨
- 生活保護の医療扶助の受給権の申請ができる旨

